

## 4. 安全衛生特別教育規程（抄）

（ 昭 和 47 年  
 勞 働 省 告 示 第 92 号  
 最 終 改 正 平 成 13 年  
 厚 生 勞 働 省 告 示 第 188 号 ）

（電気取扱業務に係る特別教育）

**第6条** 安衛則（編注：労働安全衛生規則）第36条第4号に掲げる業務のうち、低圧の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に係る特別教育は、学科教育及び実技教育により行なうものとする。

② 前項の学科教育は、次の表の上欄（編注：左欄）に掲げる科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄（編注：右欄）に掲げる時間以上行なうものとする。

科 目	範 囲	時 間
低圧の電気に関する基礎知識	低圧の電気の危険性 短絡 漏電 接地 電気絶縁	1 時間
低圧の電気設備に関する基礎知識	配電設備 変電設備 配線 電気 使用設備 保守及び点検	2 時間
低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	絶縁用保護具 絶縁用防具 活線 作業用器具 検電器 その他の安 全作業用具 管理	1 時間
低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	充電電路の防護 作業者の絶縁保 護 停電電路に対する措置 作業 管理 救急処置 災害防止	2 時間
関係法令	法（編注：労働安全衛生法）、令 （編注：労働安全衛生法施行令）及 び安衛則中の関係条項	1 時間

③ 第1項の実技教育は、低圧の活線作業及び活線近接作業の方法について、7時間以上（開閉器の操作の業務のみを行なう者については、1時間以上）行なうものとする。